

投稿をお待ちしています

◆投稿の決まり

【お便り・エッセー】

郵便またはEメールで500字程度

【短歌・俳句・川柳・絵手紙】

短歌・俳句・川柳の場合は、はがきまたはEメールにジャンルを明記

【写真】

簡単な説明と撮影日、場所を

▼記入事項

郵便番号、住所、氏名、年齢

▼宛先

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3

宮城県社会福祉協議会

「いきいきライフみやぎ」係

Eメール g055@miyagi-sfk.net

▼注意点

原稿はお返ししません。添削することがあります。

二重投稿はご遠慮ください。お便り・エッセーには、年齢を明記。秀逸作品には薄謝を進呈します

2015春号締め切りは
1月30日(金)です



短歌

清水寺時代空気を感じつつ
滝水ボトルに持ち帰るなり

仙台市太白区 芳野 京子

砂踏んで夕べの海へと向かうとき
来間大橋を跨ぐ虹見っ

仙台市太白区 勝 美彰

デイケアの百歳翁誕生日
拙き色紙贈りて祝ふ

眞谷町 加川 師亭

俳句

新蕎麦の田舎仕立や藪雀

美里町 後藤 美智子

初さんま廻し呑みする吟醸酒

加美町 板垣 綱紀

一能と自慢の品や文化祭

大崎市 飯田 順子

川柳

街の喫茶店元気老人席を占め

仙台市青葉区 矢野 力

真っ青な空は心の解毒剤

石巻市 丹野 幸江

待ち合い室

スマホブームで会話なし

仙台市太白区 菅原 文代

孫帰り疲労と虚脱どつと出る

仙台市若林区 関 和幸

偽善者と知らずにもらう

情ひとつ

仙台市太白区 大西 富子

宮城いきいき便り

消費生活センターを ご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者の間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金など消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。相談は無料で、専門の相談員が電話や対面で相談を受け付けています。

●相談状況について

昨年度、県庁1階の県消費生活センターと県内6カ所の県合同庁舎にある県民サービスセンターには、合わせて「9639件」の相談が寄せられました。2012年度より1197件増加し、宮城県は2年連続、全国では9年ぶりに増加に転じました。増加の原因として



で、健康食品の送り付け商法が増加したことや、スマートフォン等の普及によりインターネットに関する相談がさらに増加したことが挙げられます。また、高齢者からの相談が年々増加し、全体の約3割を占めている状況です。

●こんなトラブルに気を付けて！

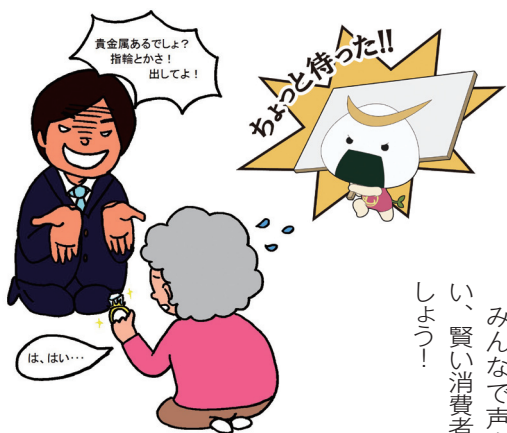
県消費生活センターには毎日さまざまな相談が寄せられています。「電話勧誘がしつこい」「身に覚えのない請求のながきが届いた」「インターネットで動画を見ていた

ら突然アダルトサイトに登録になった」などさまざまです。その中でも、高齢の方々に特に注意していただきたい事例を紹介いたします。

【強引な訪問購入】

【事例】「不用な着物を買いたい」と突然女性から電話があり、処分したいと思っていた着物があつたため来訪をお願いした。翌日、男性が訪れたので、用意していた着物を見せると、簡単に査定を済ませ「貴金属はないか？」としつこく迫ってきた。怖くなり指輪を見せると、5000円を置いて指輪を持ち帰ってしまった。指輪を返してほしいが、業者の名前も会社名も聞いていない。どうしたらよいか。

【対策】 査定だけと思つても断れない場合があります。自分から業者を呼んだ場合でも、なるべく一人では対応しないようにしましょう。また、売る気がなければ、きっぱりと断りましょう。契約した時はしっかり「契約書面」を受け取り、大切に保管してください。訪問購入は契約書面を



受け取った日を含め、8日間はクーリング・オフ（※）することが可能です。その期間内は品物の引き渡しを拒むことができるので、不安や迷いがある場合は品物を引き渡さず、本当に売るかよく考えましょう。
※自動車やCDなど適用除外の商品もあります

●一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう！

悪質な業者は、優しい言葉で高齢者に近づき、健康やお金、孤独などの高齢者の不安をあおり、不要な契約を迫ってきます。
○必要のないものはきっぱり、はつきり断る！
「今忙しい」「家族に相談したい」など曖昧な返事をする、相手に付け込まれてしまいます。
「要りません！」「買いません！」「お断りします！」と、きっぱり、はつきり断りましょう。

○契約書や申込書はよく読み、納得してから契約する！
○一人で悩まず、すぐに相談する！
みんなで声を掛け合い、賢い消費者になりましょう！

宮城県消費生活センター TEL022-261-5161
相談時間/9:00~17:00(土・日曜は16:00まで)
※祝日と年末年始は除く